

## 栗山 熙 賞 規 定

### (趣旨)

- 第1条 本規定は、日本平滑筋学会（以下「本会」という）会則第 2 条を達成する一環として授与する栗山 熙 賞（以下「本賞」という）について定めるものである。
2. 本賞は、故 栗山 熙 先生の遺徳を偲び、平滑筋およびその関連領域の若手研究者の研究奨励を目的として設立するものである。

### (対象)

- 第2条 本賞は、平滑筋およびその関連領域の進歩に寄与する優れた研究を行い、将来発展が期待される国内外の若手平滑筋研究者に対して授与する。

### (授与)

- 第3条 本賞の授与は毎年 3 件以内とし、受賞者には賞状および副賞を贈る。

### (資格)

- 第4条 本賞の受賞者は、受賞の暦年の 4 月 1 日において満 45 歳以下の者で、発表論文一編以上の筆頭著者とする。これに本会員資格の有無、国籍、所属の制限を設けない。
2. 応募論文は、応募年あるいはその前年に刊行されたもの、ならびに応募時に雑誌掲載が受理されたもの（受理証明書添付）とする。

### (選考)

- 第5条 本賞受賞者の選考は、別に定める「栗山 熙 賞 受賞者選考規定」による。

### (受賞者)

- 第6条 本賞の授与は受賞年度に開催される総会において行う。受賞者は以下の条件を満す者とする。
- (1) 受賞者が非会員である場合は、受賞に際し、受賞年度以降本会に入会する。韓国人受賞者にあつては、韓国平滑筋学会に入会する。
  - (2) 受賞年度に開催される総会において、受賞講演を行う。
  - (3) 受賞年内に、本会機関誌に受賞業績に関連する内容の総説論文を発表する。

### (その他)

- 第7条 本賞は 10 年間の時限とするが、継続も可能とする。

- 付則 本規定は平成 16 年 7 月 9 日より施行し、平成 17 年度事業から実施する。
- 付則 2 本規定は平成 21 年 9 月 1 日に改定し、同日より実施する。
- 付則 3 本規定は平成 22 年 9 月 1 日に改定し、同日より実施する。
- 付則 4 本規定は平成24年8月1日に改定し、同日より実施する。